

家計急変（新型コロナウイルス感染症の影響含む）で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ （修学支援新制度）

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。（詳細は給付奨学金一家計急変－（募集要項一式）参照）

1. 支援対象者

（1） 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合

生計維持者（※1）が雇用保険の加入対象外（自営業者等）であって失職や収入減少した場合も対象（※2）となり得ます。

※1 本人が令和2年度に住民税を課税されていた場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した場合も含みます。

※2 次の2. に記載の証明書を提出できる場合に限りです。証明書の提出ができない場合は、別途相談

（2） 生計維持者が死亡、事故又は病気（半年以上、就労が困難）、失職（非自発的失業のみ）、震災・火災・風水害等に被災した場合

2. 提出書類及び証明書類

（1） 給付奨学金確認書 ※「給付奨学金案内一家計急変－」に掲載

（2） 給付奨学金申請書 ※「給付奨学金案内一家計急変－」に掲載

（3） マイナンバー提出書類 （スカラネット入力後、日本学生支援機構へ提出）

（4） 家計急変事由に関する証明書類（コピー）

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書

②家計急変後の年間見込収入に基づく「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）での結果表示画面を印刷したもの（シミュレーションの結果、対象外となる場合には、支援を受けることはできません。また、審査の結果、提出いただいたシミュレーションの結果と異なる場合があります。）

③新型コロナウイルス感染症以外の事由で、家計急変した場合の提出書類は、上記（1）～（4）に加え、給付奨学金一家計急変－P6の証明書類を提出

④家計急変に該当する生計維持者の、「給与明細＋その他所得があればその証明書」※家計急変が発生した日の翌月分～申請月分まで

（5） 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書 ※「給付奨学金案内一家計急変－」に掲載

（6） 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 ※「給付奨学金案内一家計急変－」に掲載

（7） スカラネット入力下書き用紙 ※「給付奨学金案内一家計急変－」に掲載

（8） 振込口座の通帳のコピー

3. 事由が発生した日

家計急変を受けて、「収入が減少した月の末日」又は「収入が減少した月の前月の末日（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合のみ）」となります。（収入減少の実態に応じて選択する）

4. その他

学業成績及び学修意欲、資産額、高等学校等卒業から入学までの期間、外国籍の者の在留資格等に関する要件については、通常の給付奨学金（定期採用）と同様です。

5. 募集時期

① 2021年4月1日以降に家計が急変した場合、**家計急変事由発生日から3ヶ月以内**に奨学係へ申込みが必要です。（例 事由発生日が4月1日なら7月1日までの申込み）

② 新入生については、入学前年の1月（入学の15ヶ月前）以降に家計急変した学生等の場合、**入学月から3ヶ月以内**（2021年4月入学者は2021年6月末日まで）の申込みが必要です。

※ 支援開始時期は、家計急変事由発生日から4ヶ月目以降の認定があった月から支援。ただし、入学前に事由発生の場合は、入学月となる。

上記1.～5.まで確認後、給付奨学金案内「家計急変」をダウンロードし、奨学係まで書類を提出してください。

琉球大学公式HP→学生生活→学生生活支援情報→授業料免除・奨学金共通→修学支援新制度
<https://www.u-ryukyu.ac.jp/campuslife/support/>

上記HPに日本学生支援機構HPに掲載している内容も掲載しておりますので、事前にご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

【奨学金に関する問い合わせ先】

担当：学生部学生支援課奨学係

受付時間：月曜日～金曜日（土日、祝日除く）

電話：098-895-8136

E-mail：gksygsn@acs.u-ryukyu.ac.jp